

子育て家庭に対する支援施策についての報告書(答申案)の概要

I 保育・子育て支援の充実

- 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、地域の実情に応じた計画的な教育・保育等を提供することが必要。
- マイ保育園事業について、関係機関との連携を図り、実施施設や利用者の拡充を図ることが必要。
- 利用者ニーズを踏まえ、放課後児童クラブの設置促進や開設時間の延長などを行うことが必要。
- 子ども・子育て支援新制度に伴い制度化された小規模保育などの仕組みを使って、地域の多様なニーズに応じ、きめ細かな保育の提供を促進することが必要。

II 子育ての負担感の軽減

- 子育て支援情報の提供などを行う子育て支援センターの設置促進を図ることが必要。
- 子育て経験者など、地域において子育て支援活動ができる人材の育成に取り組むことが必要。
- 子育て応援券について、保護者のニーズを踏まえた対象サービスの充実を図るなど、使いやすい制度となるよう工夫するとともに、利用促進を図ることが必要。

III 経済的負担の軽減

- 多子世帯の保育料軽減について、対象年齢の拡大や軽減率の見直しなど、大幅な拡充を図ることが必要。
- 多子世帯向け低利融資について、制度の普及啓発を図るとともに、より使いやすい制度となるよう検討することが必要。

IV 出産年齢・ライフプランの理解

- 若い世代に対し、妊娠や女性特有の健康管理等についての正しい知識を普及啓発するとともに、結婚や妊娠・出産、子育てをライフプランに適切に位置づけるための理解を広めていくことが必要。
- 特定不妊治療費助成について、妊娠する確率がより高い年齢層に配慮することとした国の助成制度変更などに適切に対応することが必要。
- 男女で取り組む不育症・不妊症の相談体制の充実や、妊娠・出産を望む夫婦が早期に適切な治療に取り組むことができる環境の整備を図ることが必要。

V 子育てに関する意識・理解

- 引き続き学校教育において子育てに関する指導を推進するとともに、「14歳の挑戦事業」における育児体験を継続実施していくことが大切。
- 親を学び伝えるプログラムを活用した親学び講座の実施や家庭教育に関する情報提供、相談体制を充実し、家庭における教育力を向上していくことが必要。
- 子育ての喜び・楽しさ等についての啓発を進めるとともに、社会全体が子育てを支援するよう気運の醸成を図っていくことが必要。

VI 仕事と子育ての両立

- 小規模な企業においても両立支援の取組みが促進されるよう、計画策定対象範囲の拡大（例えば30人程度以上）について検討を進めるとともに、計画が円滑に策定できるよう、支援を強化することが必要。
- 行動計画の期間満了（更新）を迎える企業に対し、内容の充実に向けた支援を行うなど、仕事と子育てを両立しやすい職場環境の整備を一層推進することが重要。
- 出産等を機に退職した女性の再就職支援について、就業意識や技術習得の向上に向けた研修や情報提供を行うなど多様なニーズに対応した支援に引き続き取り組むことが大切。

VII 子育て家庭に対する住宅支援

- 引き続き住宅の取得・リフォームを行う子育て家庭に対して低利な融資制度で支援を行うとともに、制度の周知に努めることが大切。
- 県営住宅の入居基準の緩和措置の対象が、未就学児のいる子育て家庭から18歳の同居者のいる子育て家庭にまで拡大されたが、今後、子育て家庭への制度の周知に努めることが必要。

(参考) 子育て家庭に対する支援施策部会の開催状況等

平成25年1月	知事から諮問を受け設置	
〃	第1回検討部会)
	・少子化の現状について ・子育て家庭に対する支援施策検討にかかる調査の実施について 等	
平成25年5月	第2回検討部会)
	・基礎調査分析報告・ヒアリング調査報告 ・子育て支援策の方向性 等	
平成26年1月	第3回検討部会)
	・アンケート調査報告 ・子育て支援策中間とりまとめ(案)	
平成26年9月	第4回検討部会)
	・これまでの国の動き(子ども・子育て支援新制度の検討状況 等) ・子育て支援策について	
平成27年1月	第5回検討部会)
	・子育て家庭に対する支援施策についての報告書(案)をとりまとめ ・平成27年度県予算に反映のため、県民会議に先立ち報告書(案)を県に提出	